



(シンボルマーク)

平成25年
第19号

3 / 15

あくしゅ

〈発行・編集〉
座間市男女共同参画推進委員会
座間市市民部広報広聴人権課
〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1
☎046 (252) 8087 (直) ☎046 (252) 0220

再生紙を使用しています。



座間市男女共同参画推進委員による啓発活動の様子

男女共同参画とは 1面

『第二次ざま男女共同参画プラン』策定から間もなく2年 2面

配偶者、恋人からの暴力はドメスティック・バイオレンス (DV) です 2面

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現に向けて 3面

輝け! 日本の女子! 2・3面

こ〜ひ〜ぶれいく 3面

座間市男女共同参画推進委員会の紹介と活動報告 4面

情報紙「あくしゅ」創刊から十二年を
迎えるにあたり、改めて原点に
戻って男女共同参画について考えて
みることにしました。

男女共同参画とは

「男女共同参画」というと難しく感じますが、性にとらわれず誰もが生きやすい、男女が共によりよい社会を作るためのキーワードです。

世界でもっとも急激に少子超高齢化社会を迎えつつある日本の現状をみると、高度成長期時代の「若者が高齢者を支える」という価値観が通用しなくなっていることに気づかされます。座間市は近隣市に比べ若い世帯が多いので、まだ超高齢化社会にはなっていないと言われていますが、いずれはそうなります。避けられない少子超高齢化社会を乗り切るためには、すべての人が各自の適性や能力に合った場を得て、その力を発揮できるような社会をつくっていかねければならず、そこで必要になるのが男女共同参画の視点です。

男女共同参画は、幅広い年齢層の男女に関わるものです。子どもを産み育てる段階から、その子どもたちが成長していく段階、社会での自分

の場を得る段階、また親や配偶者の介護をする段階まで、男女を問わず、ひとりひとりがさまざまな役割をこなすことが求められています。

具体的には、「イクメン」「イクジイ」といった男性の育児参加が奨励されるなど、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を図り、皆が仕事、家庭、地域社会の三箇所軸足を果たしたライフスタイルを持つことが求められています。そのような環境では、働き過ぎで燃え尽きることもなく、また育児ノイローゼで独り苦しみこともなく、誰でもさまざまな活動が選択できるようになります。

誰もが、いつの日にも夢に向かって頑張ったり、時にはチャレンジできる社会にすることが大切だと思います。「男性だからその夢にはチャレンジできない、女性だからその夢にチャレンジできない」としたらどうでしょう?やはり、性にとらわれず自分の夢に挑戦出来る社会がいいと思いませんか?



「第二次ざま男女共同参画プラン」
策定からまもなく二年

座間市では、平成十三年度から二十二年度までの十年間を計画期間とする「ざま男女共同参画プラン」を策定し、これを推進してきましたが、期間満了のため、平成二十三年四月、「男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現」を目的に、あらたに「第二次ざま男女共同参画プラン」を策定しました。

今号の「あくしゅ」では、より身近に感じていただけるよう、スタートからまもなく二年が経過する「第二次ざま男女共同参画プラン」の三つの重点目標について紹介します。

重点目標
『人権の尊重』

I. 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

《基本施策》

- 異性への暴力防止と根絶への取組の推進
- 様々な人権を守るための取組

配偶者・恋人からの暴力は
ドメスティック・バイオレンス(DV)です

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」では、被害者は女性に

限定されていませんが、多くの場合女性です。配偶者、恋人からの暴力(DV)は、夫婦・恋人間のケンカといった個人の問題として片付けられない社会構造的な問題で、男女の経済力の格差や社会的地位の差、女性を対等なパートナーとして扱わない女性差別意識、夫が妻に暴力をふるうことに寛容な考え方などが社会の根底にあることによって起こります(図1参照)。また、これらは若年層の恋愛関係にある男女の間にも働いてさまざまな暴力(デートDV)を生み出しています。

親のDVを見て育った子どもは、心が深く傷つきます。「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」では、子どもが両親間の暴力を目撃することも子どもへの虐待になるとされています。

暴力は人権侵害であり「犯罪」です。日本では「配偶者暴力防止法」により、被害者は保護されます。また、加害者は法に基づき処罰される場合があります。

もしあなたがDVについて相談されたら、まず被害者の話をありのまま受け入れてください。そして、「あなたは悪くない」と声をかけてほしいのです。そのことが被害者にとってどれだけ力になることでしょう。

座間市では平成十七年度よりDV相談を開設しています。「悪いのは私・・・」とひとり悩まずに、まず相談してください。

(※秘密は守られます。)
配偶者・恋人からの暴力(DV)

についての詳細は、市ホームページ(4面下部参照)まで。

身体的暴力	殴る / 蹴る / 首を絞める / 熱湯をかける など
精神的暴力	暴言を吐く / 無視する / 浮気・不貞を疑う / 子どもに危害を加えると脅す など
経済的暴力	生活費を渡さない / 相手が働き収入を得ることを妨げる / 借金を重ねる など
性的暴力	性行為を強要する / ポルノを見せたり道具の様に扱う / 避妊に協力しない など
社会的隔離	外出や友人等との付き合いを制限する / 交友関係を厳しく監視する など
その他	「この家の主は俺だ」等と男性の特権を振りかざす / 暴力をふるう原因が相手にあると責任を転嫁する など

図1 配偶者暴力・恋人からの暴力(DV)の種類(例)

輝け!
日本の女子!



平成二十四年十月十七日放送
NHK「クローズアップ現代」
を視聴して...

いつまでも不況の出口が見えない日本の現況にしびれを切らしたIMF(国際通貨基金)から「女性は日本を救えるか?」という緊急レポートが発表されました。内容は「女性の社会参加が日本再生の鍵だ」とする提言です。ラガルド専務理事は、この提言がいかに重要かを日本中に伝えたいと滞在を延ばし、NHKの番組に出演されました。世界各国が今、競って女性の力を輝かせ成長の原動力としている。日本も何とか経済活性化をさせてあげたい!との思いが伝わってきます。

番組では、まず日本は先進国でありながら、女性が社会で活躍出来ない問題として、M字カーブの問題(働く女性の六割が出産で辞めて再就職するまでの状況をグラフに表すとM字になる。図3参照)、女性管理職や役員の割合が国際的に見ても極端に少なく、一割にも満たない現状であることがこのIMFレポートにより分析されたと紹介していました。また、これを解消するには、古い日本社会の雇用慣行を基にした税制や社会保障制度の見直し、保育サービスの充実や柔軟な働き方が出来る環境を整備することが急務であるなど、現在の女性を取り巻く雇用に関する現状と問題点について、非常にわかりやすく構成されていました。

重点目標

『社会づくり』

Ⅱ. ひとりひとりが多様な生き方を選択できる社会づくり

《基本施策》

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れる環境の整備
- 性別にとらわれない活躍の場

仕事と生活の調和とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらしますが、家事、育児、地域活動、自己啓発などの充実があつてこそ、人生の喜びは倍増します。

しかし、現実には、安定した仕事に就けないので経済的自立ができないう、仕事に追われて心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます（図2参照）。

将来に不安を抱いたり、豊かさを実感できなかつたりするだけでなく、低迷する経済、社会活力低下や少子化による労働人口減少といった現象にまでこの問題が繋がっているといえます。この解決には「仕事と生活の調和」の実現に取り組むことが必要です。

国は、平成十九年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進の

ための行動指針」を策定しました。具体的には、就労による経済的自立が可能で、健康で豊かな生活のための時間が確保でき、多様な働き方・生き方を選択できる社会の実現を目指しています。さらに、平成二十四年六月には「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で仕事と生活の調和の新たな合意が成されました。とはいえ、仕事と生活の調和の実現には、国や県、市などによる施策の推進、企業の取り組みだけでなく、ひとりひとりが自分に合った働き方や地域との関わり方などについて考えることが不可欠です。

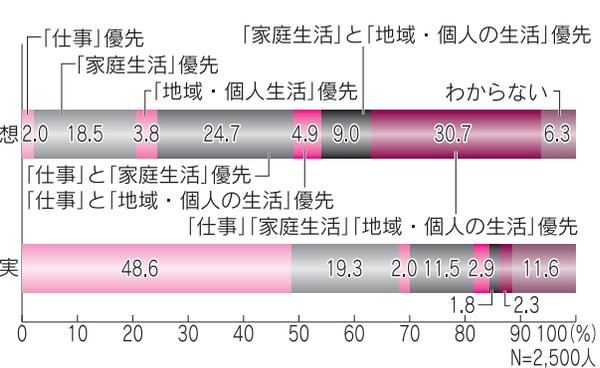


図2 仕事と生活の調和に関する理想と現実
内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識調査」平成20年9月

あなたが大切にしたい「いろいろが生活の中になんとある、そんな嬉しい状態になれるように、ちょっと立ち止まって振り返り、今の生活を見つめ直してみませんか？



映画「北のカナリアたち」を観て

吉永小百合演ずる「はる先生」と六人の教え子を取り巻く、教育、いじめ、リストラ、DVなど、現代の病を描いている物語です。美しい北海道の風景とは対照的に、物語は少々暗い感じで淡々と進んでいきます。男女共同参画に関わっているせいかわ、どの場面も参考になり見逃せませんでした。

特に最後のシーンは、人権の尊重そのものを表現したような場面で、感動のあまり客席中が泣いていました。原作は、湊かなえ「往復書簡」の中から「二十年後の宿題」。いかにも吉永小百合が惚れ込んだというのがわかる気がします。地味ですが、ほんわかしたコタツのような作品でした。

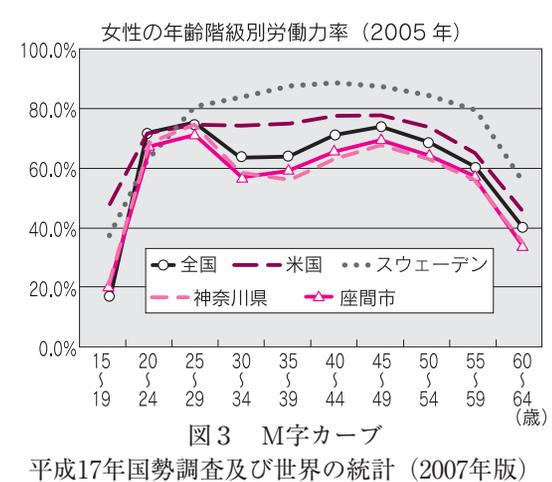


図3 M字カーブ
平成17年国勢調査及び世界の統計（2007年版）

これと関連して、働く女性が増えれば少子高齢化による労働力不足が解消するとともに、経済も良くなり、GDPが四〜五%増えると推定しているといった「効果」について、また、「オランダの奇跡」と言われた経済復活の例や、韓国での「国家戦略」と位置付けた女性幹部登用なども紹介していました。

番組中、ラガルドさんも、自身の仕事と家庭の両立体験を通し「忍耐が必要。人生のどの時期に何をするか、企業も女性の人生設計を考慮に入れなければいけない。これは国の将来への投資！」と語り、「日本の女性は教育水準が高く、熱心に働きます！」と強調しました。私たちはこの言葉を受け止め、日本の女子力を輝かせていけるよう強く願います。

※「クローズアップ現代（平成二十四年十月十七日放送分）」についての詳しい内容は、NHKのホームページに掲載されているので、興味がある方はご覧ください。

重点目標

『意識啓発』

Ⅲ. 男女共同参画社会づくりに 向けた意識啓発

《基本施策》

- 男女平等への意識改革のための教育
- 男女平等意識の啓発普及の推進

座間市男女共同参画推進 委員会の紹介

「あくしゅフォーラム」に参加されたことがありますか。また「あくしゅ」という情報紙を目にしたことがありますか？

これらを企画運営しているのが、『座間市男女共同参画推進委員会』です。

この委員会は、市民十五人ほどで構成され、市役所の広報広聴人権課を事務局にして運営しています。男女共同参画社会づくりに関わるさまざまな活動を通して、市民の皆さんへの意識啓発を目的としています。一年間で次のような具体的活動を行っていますので、紹介いたします。



活動報告 平成24年度

6月2日（土）

『あくしゅフォーラム』の開催
市民文化会館（ハーモニーホール座間）小ホール
講演「知っておきたい！今日からできる近助の防災」
講師 山村武彦氏（防災システム研究所長）



6月23日（土）～29日（土）

『男女共同参画週間』
市民サロンに特設啓発ブースを設置し、男女共同参画の意義や考え方を紹介

9月7日（金）

委員の研修会を実施
「ワーク・ライフ・バランスについて」

9月28日（金）

市役所職員研修
「ハラスメントについて」（委員も参加）

10月20日（土）

『男女共同参画講座』の開催
市民文化会館大会議室
講演：「夢を実現するイメージアップ法」
講師 吉村ひかる氏（国際イメージコンサルタント）

11月4日（日）

ざま市民ふるさとまつりで、男女共同参画に関する市民の皆さんへの意識啓発

平成25年3月

情報紙『あくしゅ』の発行
企画・編集は平成24年夏ごろから随時



様々な相談・支援窓口の紹介
「あくしゅ
インフォメーション」は
こちらから！



情報紙「あくしゅ」の
バックナンバーは
こちらから！
（PDFでご覧になれます）

今年度の活動内容を列記しましたが、男女共同参画の意義や考え方、進め方などに関わる問題を提供し、市民の皆さんに身近に感じていただけるように配慮しつつ活動をしています。そして、男女共同参画社会が実現できる環境づくりに努めてまいります。市民の皆さんも私たちと一緒に、男女共同参画社会を前進させるべく取り組んでいきませんか？

※QRコードが使用できない方は、座間市ホームページ「トップページ」→「人権・男女共同参画」からでもアクセスできます。